

行動13と我が国の現行法の比較

別紙10

行動13で示された書類		租税特別措置法施行規則(以下、「措規」)に規定する書類		法人税申告書	
		措規22の10	条文	別表17(4)	
国別報告書	・総収入(非関連者向け、関連者向け、総額)			(国外関連者の名称等) 直近事業年度の営業収益等) 営業収益又は売上高	
	・税引前利益			(国外関連者の名称等) 直近事業年度の営業収益等) 税引前当期利益	
	・法人税額(納付税額)				
	・法人税額(発生税額)				
	・資本金			(国外関連者の名称等) 資本金の額又は出資金の額	
	・利益剰余金			(国外関連者の名称等) 直近事業年度の営業収益等) 利益剰余金	
	・従業員数			(国外関連者の名称等) 従業員の数	
	・有形資産(現金及び現金等価物を除く)				
	・構成事業体の一覧			(国外関連者の名称等) 名称	
	・構成事業体の税務管轄			(国外関連者の名称等) 本店又は主たる事務所の所在地	
	・税務管轄が事業体の所在地とは異なる場合の税務管轄				
	・構成事業体の主な事業活動			(国外関連者の名称等) 主たる事業	
組織 ストラクチャー	・多国籍企業(以下、MNEという)の法的及び所有関係のストラクチャーと事業体の所在地を示した図			(国外関連者の名称等) 株式等の保有割合	
MNEの 事業説明	・MNEの事業概要の書面説明(以下の内容を含む)				
	・営業収益の重要なドライバー	一号	チ	租税特別措置法(以下、「措法」)66条の4 の法人及び当該法人に係る国外関連者の事業の方針を記載した書類	
	・グループの売上順に主要な5つ、及びグループの売上高の5%以上を占める製品及び又は役務提供のサプライチェーンの概要、図表等の形式で説明されてもよい。				
	・MNEグループ内の企業間の重要な役務提供取極め(R&Dサービスを除く)に関するリスト及び概要説明				
	・重要な役務を提供する主要な拠点の機能の説明				
	・サービスコストの分配とグループ間の役務提供の価格決定に関する移転価格ポリシー			(国外関連者との取引状況等) 役務提供の対価 算定方法	
	・上記2点目に関する主要な製品及び役務提供の主要な地理的マーケットの説明	一号	ト	当該国外関連取引に係る資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引について行われた市場に関する分析その他当該市場に関する事項を記載した書類	
	・文章による簡格的な機能分析(グループ内企業の価値創造に対する主要な貢献を説明、つまり、果たしている主要機能、負担している重要なリスク及び使用している重要な資産)	一号	ロ	当該国外関連取引において措法66条の4 の法人又は当該法人に係る国外関連者が果たす機能並びに当該国外関連取引において当該法人及び当該国外関連者が負担するリスクに係る事項を記載した書類	
・対象年度における重要な事業再編取引、事業買収、事業売却の説明			別紙 - 別表17(4)の記載の仕方 生産拠点の海外移転、取引形態・流通形態の変更、買収・合併等による事業再編など、独立企業間価格の算定に影響を与える特別な事情が生じた場合には、その具体的な内容を別紙に記載して添付してください。		
マスター ファイル	MNEの 無形資産	・無形資産の開発、所有、活用に関するMNEの包括的戦略の概要(主要なR&D施設とR&Dマネジメントの所在地を含む)	一号	ハ	措法66条の4 の法人及び当該法人に係る国外関連者が当該国外関連取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類
		・MNEグループの移転価格を鑑みるにあたって重要な無形資産(グループ)及びそれらの法的な所有事業体リスト			
		・無形資産に関する事業体間の重要な契約リスト(費用分担契約、主要な研究の役務提供契約、ライセンス契約を含む)			
		・R&Dと無形資産に関するグループ内移転価格ポリシーの概要			
		・対象年度中における無形資産の重要な持分の譲渡に関する概要説明(関係する事業体、所在国及び対価を含む)			
MNE グループ内 金融活動	・グループの資金調達方法の概要(非関連者との重要な資金調達取極めを含む)				
	・MNEグループ内で主要な金融機能を果たす企業の特長(当該企業の設立に係る法施行国(どの国の法律に基づき設立されたか)及び実質管理地国の情報を含む)				
	・金融取極めに係るグループ内の一般的な移転価格ポリシーの概要説明			(国外関連者との取引状況等) 貸付金の利息又は借入金の利息 算定方法	
MNEの 財務状態と 納税状況	・対象年度のMNEの連結財務諸表、用意されていない場合は、財務報告、規制、管理会計、税務、その他の目的で作成されたもの				
	・MNEグループで既存のコンニテラルAPA及び、国家間の所得配分に関するその他の税務ルーリングのリストと簡単な説明			事前確認の有無	

<本資料の取扱いについての留意点>

行動13で示された書類は企業の全世界的な情報を要求しているのに対し、措規22の10 に規定する書類及び別表17(4)において要求されている情報は日本企業と「国外関連者」に係る取引に限定されているため留意する。

行動13で示された書類		日本の租税特別措置法施行規則(以下、「措規」)に規定する書類		法人税申告書	該当情報(例)	
		措規22の10	条文	別表17(4)		
対象事業体	・対象事業体の経営ストラクチャー、組織図及び対象事業体の経営報告先となる者及び当該者の主要事務所の所在地に係る説明			(国外関連者の名称等)本店又は主たる事務所の所在地	海外子会社の組織図、当該子会社の経営報告先	
	・当年度又は直近の年度において対象法人の関与または影響のあった事業再編や無形資産譲渡に関する説明、対象事業体に影響を与えた取引の説明を含む、対象法人の事業と事業戦略の詳細な説明	一号	チ	措法66条の4 の法人及び当該法人に係る国外関連者の事業の方針を記載した書類		事業再編、無形資産譲渡等の包括的説明、事業戦略、事業説明
	・主要な競合先					競合先リスト
関連者間取引(事業体が関与する重要な関連者間取引カテゴリーごとに以下の情報を提出する。)	・各関連者間の重要な取引(製造に関する役務の調達、商品購入、役務提供、ローン、資金調達及び契約履行保証、無形資産ライセンス等)と取引背景(事業活動、MNEの金融活動、費用分担契約等)の説明	一号	イ	当該国外関連取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類		重要な取引一覧、取引の概要、移転価格設定の経緯
	・対象法人が関与する関連者間取引カテゴリーごとに、関連者間支払い及び受取り額(製品、サービス、ロイヤリティ、金利等の支払い及び受取り、国外の支払い者または受取者の納税地ごとに記載)	一号	ホ	措法66条の4 の法人が、当該国外関連取引において当該法人に係る国外関連者から支払を受ける対価の額又は当該国外関連者に支払う対価の額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類	(国外関連者との取引状況等) 棚卸資産の売上の対価、役務提供の対価、有形固定資産の使用料、無形固定資産の使用料、貸付金の利息又は借入金の利息	相手先ごとの関連者間取引金額、及び当該関連者との資本関係
	・関連者間取引カテゴリーごとの関連者間取引に係る関連者の特定と、関連者間の関係					関連者との資本関係
	・対象事業体により締結された全ての重要な関連者間契約書のコピー	一号	ニ	当該国外関連取引に係る契約書又は契約の内容を記載した書類		関連者間契約書のコピー
	・文書化された関連者間取引カテゴリーごとの納税者及び関連者の詳細な比較可能性及び機能分析に関して、前年との比較を含め記載(この機能分析が、マスターファイルの情報と重複している限りにおいては、マスターファイルの相互参照が可能)	一号	ロ	当該国外関連取引において措法66条の4 の法人又は当該法人に係る国外関連者が果たす機能並びに当該国外関連取引において当該法人及び当該国外関連者が負担するリスクに係る事項を記載した書類		海外子会社が従事する関連者間取引と、各当事者の機能及びリスク負担関係、(もしあれば)比較可能な取引、前年度との重要な乖離
	・関連者間取引カテゴリーごとの最適な移転価格算定手法及びその算定手法を選択した理由の説明	二号	イ	当該法人が選定した措法66条の4 に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該法人が独立企業間価格を算定するに当り作成した書類	(国外関連者との取引状況等) 算定方法	
		二号	ニ	当該法人が複数の国外関連取引を一の取引として独立企業間価格の算定を行った場合のその理由及び各取引の内容を記載した書類		移転価格分析の説明
	・必要に応じて、どの関連者を検証対象企業としたかの明示と理由の説明	二号	イ	当該法人が選定した措法66条の4 に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該法人が独立企業間価格を算定するに当り作成した書類		
	・移転価格算定手法を適用するにあたっての重要な前提条件の要約					
	・必要に応じて、複数年度検証を行う理由の説明	二号	イ	当該法人が選定した措法66条の4 に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該法人が独立企業間価格を算定するに当り作成した書類		海外子会社が従事する事業をとりまく環境変化、事業のサイクルの説明
	・もしあれば、選定された比較対象取引(内部・外部)の一覧と説明、移転価格分析において依拠する独立企業の関連財務指標情報(比較対象取引の選定方法及び情報源に関する説明を含む)	二号	ロ	当該法人が採用した当該国外関連取引に係る比較対象取引の選定に係る事項及び当該比較対象取引等の明細を記載した書類		比較対象取引(企業)の一覧
	・差異調整の説明、差異調整の実施対象の明示	二号	ホ	比較対象取引等について差異調整を行った場合の、その理由及び当該差異調整等の方法を記載した書類		差異調整(資本調整等)
	・選定された移転価格算定手法の適用に基づき、関連者間取引が独立企業原則に則り実施されたことと結論づける理由の説明	二号	イ	当該法人が選定した措法66条の4 に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該法人が独立企業間価格を算定するに当り作成した書類		移転価格分析の説明
	・移転価格算定手法の適用に当たって利用された財務情報の概要	一号	ハ	措法66条の4 の法人及び当該法人に係る国外関連者の当該国外関連取引に係る損益の明細を記載した書類		財務情報、及び、必要に応じて海外子会社の切出し損益
		二号	ハ	当該法人が租税特別措置法施行令(以下、「措令」)39条の12 一号に掲げる方法(利益分割法)又は同項六号に掲げる方法(同項一号に掲げる方法(利益分割法)に準ずる方法に限る。)を選定した場合におけるこれらの方法により当該法人に係る国外関連者に帰属するものとして計算した金額を算出するための書類(ロ及びホに掲げる書類を除く。)		算定方法として利益分割法を選定した場合の、計算根拠を説明した資料
・対象税務管轄地が参加していないが、上記の関連者間取引関連する既存のユニ又はバイ/マルチAPA、その他の税務ルーリングのコピー				事前確認の有無	(該当する場合)ユニ又はバイ/マルチAPA、その他の税務ルーリングのコピー	
財務情報	・対象事業体の対象事業年度の財務諸表、もしあれば、監査済財務諸表、もしなければ、未監査財務諸表を提供する。	一号	ハ	措法66条の4 の法人及び当該法人に係る国外関連者の当該国外関連取引に係る損益の明細を記載した書類	(国外関連者の名称等) 直近事業年度の営業収益等) 営業収益又は売上高、営業費用、営業利益、税引前当期利益、利益剰余金	財務諸表
	・財務諸表に基づき移転価格算定手法の適用にあたって利用された財務情報と切出工程表	二号	ハ	当該法人が措令39条の12 一号に掲げる方法(利益分割法)又は同項六号に掲げる方法(同項一号に掲げる方法(利益分割法)に準ずる方法に限る。)を選定した場合におけるこれらの方法により当該法人及び当該法人に係る国外関連者に帰属するものとして計算した金額を算出するための書類(ロ及びホに掲げる書類を除く。)		必要に応じて海外子会社の切り出し損益(親会社が主体的にローカルファイルを作成する場合は、比較対象会社の財務情報は親会社が原則把握しているはず)
	・分析で使用された比較対象取引の関連財務データの概要とその情報源	二号	ロ	当該法人が採用した当該国外関連取引に係る比較対象取引の選定に係る事項及び当該比較対象取引等の明細を記載した書類		算定方法として利益分割法を選定した場合の、計算根拠を説明した資料

<本資料の取扱いについての留意点>

行動13で示された書類は企業の世界全的な情報を要求しているのに対し、措規22の10 に規定する書類及び別表17(4)において要求されている情報は日本企業と「国外関連者」に係る取引に限定されているため留意する。